

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当課	令和6年度実施状況	実施状況に関する担当課の評価
基本施策 1 地域におけるネットワークの構築・強化					
(1) 関係機関とのネットワークの強化	・いわくらあんしんねっとを活用した相談支援ネットワークの推進 岩倉市地域福祉計画で推進している「いわくらあんしんねっと」を活用して、関係機関やNPO団体、地域活動団体など、地域のさまざまな資源が連携し、生きるための包括的な相談支援ネットワークを構築します。	P.42	福祉課	福祉専門職の連携交流が図れるよう「顔の見える連携交流会」を4回実施しました。また、内1回を事業所単独での支援が難しい世帯についてをテーマに研修会とし、多機関で連携することの必要性和包括的に相談を受けるためのアセスメントを学ぶ機会としました。	第4回交流会では複合的な課題等を抱える世帯を多機関協働につなげる方法について具体的に説明し、実際に体験してみる機会とすることで、「今後事業所内で複合的な課題を抱える世帯を見つけた場合に重層につなげることができると思う」とアンケートに回答した事業所が90%以上となりました。
(1) 関係機関とのネットワークの強化	・岩倉市自殺対策計画推進委員会による進捗管理 医療や保健、教育、福祉などの関係機関や市民などで構成する岩倉市自殺対策計画推進委員会によって、自殺対策計画の策定と進捗管理を行い、社会全体で取組を推進します。	P.42	福祉課	自殺対策計画推進委員会を1回開催し、第1期計画の最終年度である令和5年度実施内容の報告と推進内容に対する委員の意見聴取を行いました。	最新の自殺に関する情報を提供し、今後の自殺対策計画を推進していくための課題等を検討できました。
(2) 庁内での分野を超えたネットワークの構築	・関連部署の連携体制の整備 自殺対策に関して、単一の部署のみで解決にあたるのではなく、関連しうる部署との連携を図り、包括的な支援を行うため、断らない相談情報共有会議を活用して連携体制を整備します。	P.43	福祉課	令和6年度より重層的支援体制整備事業を実施し、相談者の属性や年代を問わない包括的相談支援と複合的な課題等を持つ世帯を多機関で支援する多機関協働事業をスタートさせることで、連携体制の基本的な仕組みを整えました。	連携体制整備は一段落ついたので、今後は自殺につながりうるケースへ多機関協働のできる支援を検討していくことが課題となります。
基本施策 2 いのちを支える人材の育成					
(1) 職員等に対する研修	・市職員を対象とした研修の実施 相談対応など、自殺のリスクを抱えている人と接したときに、適切な対応をすることができるよう、職員の研修の充実を図り、ゲートキーパー研修を行います。	P.44	福祉課	今年度はゲートキーパー研修を2回行いました。第1回を一般的なゲートキーパー研修、第2回を「働きやすい職場の環境づくりと悩みの解消について聞き、生き生きと働く」として商工農政課と共催し、企業経営者・人事担当と働く人向けに講演会とグループワークを行いました。市職員の参加者は、第1回10人、第2回10人でした。	令和6年度から相談窓口を持つ担当課からは1人以上の受講を必須とすることで、ゲートキーパーとしてのスキルを活かしやすい職員に受講を促すことができました。
(1) 職員等に対する研修	・教職員を対象とした研修の実施 小中学校の教職員に対して、児童生徒が発するSOSの受け皿としての教職員の役割について理解を促進します。	P.44	学校教育課	各校内のいじめ不登校対策委員会や生徒指導委員会で、情報共有や研修を行いました。	校内での情報共有や研修により、教職員の人材育成が図られています。
(2) 市民に対するゲートキーパー研修の機会の提供	・相談を受ける機会がある人の研修の充実 民生委員・児童委員など、市民の相談相手となりうる人には、研修等の内容にゲートキーパー研修を盛り込むことを検討し、見守り体制を強化します。	P.44	福祉課	ゲートキーパー研修に民生委員の参加を呼びかけ、第1回に1人、第2回に2人の民生委員が出席しました。	ゲートキーパーの重要性について理解して頂けました。参加人数が少ないため積極的な参加を呼び掛ける必要があります。
(2) 市民に対するゲートキーパー研修の機会の提供	・一般の市民に対するゲートキーパー研修を受ける機会の提供 多くの市民が自殺のリスクを抱えている人に気づくことができるよう、広くゲートキーパー研修を受ける機会を設けます。	P.44	福祉課	ゲートキーパー研修の実施について市広報紙で周知し、第1回に18人、第2回に10人が出席しました。	ゲートキーパーの重要性について理解して頂けました。2029年度までに累計600人以上に受講してもらうことを目標にしており、令和6年度に51人の受講（累計294人）が受講しており概ね順調です。
基本施策 3 広報・啓発の充実					
(1) 自殺への正しい認識や自殺対策の普及啓発	・自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動 自殺に関する誤った認識や偏見を払しょくし、市民が自殺対策について理解を深められるよう、広報紙等での特集記事、ポスターの掲示等による啓発を行います。	P.45	福祉課	広報紙（9月、3月）とホームページで周知を図りました。また、自殺予防週間に合わせて岩倉市役所で啓発物品の配布による啓発活動を実施しました。	SNS相談窓口が増えているため、継続した情報収集と周知が必要です。
(1) 自殺への正しい認識や自殺対策の普及啓発	・講座を通じた理解啓発 岩倉まちづくり出前講座などで、自殺の問題に関する理解促進を図ります。	P.45	福祉課	岩倉まちづくり出前講座においてゲートキーパー講座の募集をしました。	出前講座への依頼はありませんでした。
(1) 自殺への正しい認識や自殺対策の普及啓発	・ホームページによる自殺対策に関する情報の提供や啓発 自殺に対する誤った認識や偏見を払しょくするとともに、自殺対策の情報を提供するため、市のホームページ内に自殺対策に関するページを作成し、啓発を行います。	P.45	福祉課	市ホームページに福祉に関する相談を何でも相談できる福祉総合相談窓口と、自死遺族支援に関する周知の情報を追加した。自殺対策に関するホームページの閲覧数は令和5年度1,104件に対し、令和6年度は1,342件でした。	ホームページによる啓発を行うことができました。
(2) 相談窓口の周知	・自殺の現状や相談窓口に関するチラシによる周知 自殺の現状や相談窓口の周知のためのチラシや、こころの相談を一覧としたチラシをさまざまな機会に配布するとともに、市のホームページにおいても相談窓口の情報を掲載し、周知を図ります。	P.45	健康課	こころの相談窓口一覧のチラシを窓口に設置しました。保健センターで実施している「臨床心理士によるこころの健康相談」のチラシの裏面に県内の相談窓口を広く周知しています。広報紙に毎月厚生労働省と県の相談窓口を掲載。また、ホームページにおいても「こころの健康」の項目で県内の相談窓口を掲載しています。必要に応じてほっと情報メールを活用して周知しました。また、こころの健康相談の利用者や問合せがあった場合にも紹介しました。	臨床心理士によるこころの健康相談については、ストレスによるうつを予防するため、R6年度も月2回実施しています。36人の利用があり、一定の効果はみられています。
		P.45	福祉課	自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせて広報紙で相談窓口の周知を行いました。また、受付窓口で相談窓口に関する周知パンフレット等の設置、二十歳の集いにて啓発物品の配布を行いました。	自殺の相談窓口の周知を行うことができました。

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当課	令和6年度実施状況	実施状況に関する担当課の評価
基本施策 4 生きることの促進要因を増やす支援					
(1) 居場所づくりの推進	・ 役立ち感の醸成 高齢者や障がいのある人等が生きがいを持って生活できるよう、就労や地域活動への参加を支援するとともに、若者や失業者、生活困窮者などの就労支援等により、役立ち感の醸成に努めます。	P.46	福祉課	障がい者関連団体への活動支援（バス等の随行、福祉車両の貸出）を行っています。また、ハローワークからの求人情報を窓口で閲覧できるようにしました。	バスの随行、福祉車両の貸出等が5件あり、活動団体の活性化と居場所づくりの支援を行いました。
(1) 居場所づくりの推進	・ 居場所づくりの推進 高齢者や子育てをしている保護者などが孤立し、悩みを抱えこむことがないよう、ふれあい・いきいきサロンや子育て支援センターなどの居場所づくりを推進し、参加者の増加に努めます。また、多様な場所で専門職による相談支援が受けられるように体制を整えます。	P.46	長寿介護課	地域住民に身近な場所で、誰もが気軽に集まれる交流の場として、サロン活動の支援を実施しました。高齢者交流サロン活動費補助金として、運営支援6件交付しました。生活支援コーディネートと連携し、情報の集約や周知しました。 また、オンラインでの通いの場づくりを促進するため、多世代交流センターさくらの家で通いの場アプリの周知を行いました。	高齢者交流サロン活動費補助金を交付することにより、高齢者の通いの場の拡充や活動の支援につながることができました。 通いの場アプリの周知では、興味を示してくれる方は見えたものの、アプリの設定や登録手続きにおいて煩雑さを感じている様子であり今後の活用には課題を感じました。
			健康課	保健センターでは、「プレママと産後ママの交流会」「ツイنز交流会」を親同士の交流や情報交換の場として開催しています。育児や健康等に関する悩みについても、その場で個別に対応しています。子育て支援の「おでかけひよこ広場」への保健師を派遣しています。プレママと産後ママの交流会：6回 ツイنز交流会：12回開催。 子育て支援センター相談：11回 おでかけひよこ広場：8回支援。	交流会では、親同士が顔見知りになり、情報交換したり悩みを話すことで、子育てをしている保護者の孤立化防止に役立っている。子育て支援センターなどに保健師が出向くことにより、関係機関と参加者についての情報共有ができ、悩みや問題に応じて連携した対応ができています。
			福祉課	ひきこもり等を対象としたサロンを「みんなのサロン」として委託事業に切り替えて継続的に実施することとしました。サロンには191人が参加され、不登校の当事者や家族の居場所として支援を行いました。 こころの居場所「あみーご」への支援を行いました。	ひきこもり等を対象としたサロンについては、毎回一定数の参加があり、居場所づくりや交流の場としての効果が認められるため委託事業として実施しています。
			こども家庭課	子育て支援センターでは、育児広場にこにこフロアや育児相談を実施し、子育て中の親子が互いに交流でき、子育てについて気軽に相談できる場を提供しました。また、地域で自由に参加できる交流の場として、0歳児を対象としたおでかけひよこ広場を地域交流センターくすのきの家、アデリア総合体育文化センター、第三児童館及び多世代交流センターさくらの家において実施し、1歳児を対象としたおでかけこっこ広場をくすのきの家で実施し、子育て世帯を支援しました。	子育て支援センターが、子育て中の親子が互いに交流でき、子育てについて気軽に相談できる場となっており、子育て世帯を支援できています。
			学校教育課	令和6年度から両中学校に設置した支援室では、教室に入りづらい生徒が安心していられる場を提供しています。 令和6年度から学校教育課のスクールソーシャルワーカーを1人増員し、計2人配置となりました。また、スクールカウンセラー、各校配置する子どもと親の相談員による相談支援に加え、教育支援センター「おおくす」では、カウンセラー1人を配置し、悩みを抱える保護者等の相談に対応しました。さらに個々の状況に応じて、様々な学習支援し、子どもたちの学びを支えています。 「おおくす」については、令和6年度から適応指導教室から教育支援センターへと名称を変更し、学校復帰だけではなく社会的自立に向けた力を身に付けられるような支援を行っています。 児童生徒の保護者に配布した「学校が苦手な児童生徒の保護者の方へ」には、子どもに関する困りごとの相談窓口に繋がるQRコードを掲載しています。	悩みを抱える保護者に対して、様々な場所で相談できる体制としています。
(2) 自殺未遂者への支援	・ 自殺未遂者支援のための連携 「いわくらあんしんねっと」を活用しながら、警察や消防、医療機関との連携強化を推進し、自殺未遂者に関する支援に取り組めます。	P.46	福祉課	自殺未遂者への直接的な支援の機会がなかったため、「いわくらあんしんねっと」の活用はできませんでしたが、江南保健所と連携して、つなぐカード、リーフレットを活用した支援を進めました。	江南保健所が主催するネットワーク会議に参加し、保健所や関係機関の取組みについて情報共有をすることができました。

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当課	令和6年度実施状況	実施状況に関する担当課の評価
(3) 大切な人を亡くした人への支援	・大切な人を亡くした人への支援の推進 「大切な人を亡くされた人のお話会」等により、大切な人を亡くした経験のある人同士で集まり、話すことのできる機会を設け、必要に応じて専門機関等の相談先につなげます。	P.47	長寿介護課	「大切な人を亡くされた人のお話会」は、生涯学習センターで定期的に開催しました。大切な人を亡くした経験をもつ人同士が話し、心の痛みを和らげる機会を設け、保健師や地域包括支援センター職員が聞き役として参加しました。。年3回（6月、10月、2月）開催し、延べ18人の参加がありました。	同じ経験を持つ人同士が話をすることにより、心の痛みや不安などを和らげる一助につながっていると考えます。
			福祉課	自死遺族相談に関する相談先等をホームページに掲載し、専門機関の相談先の周知に努めました。また、配偶者の死により、自殺未遂をした高齢者により福祉相談に1件相談があり、大切な人を亡くされた人のお話会と関係機関につなげました。	明確な相談先が分からなくても相談が可能な福祉総合相談窓口の強みを活かして支援が出来ました。
(4) 支援者へのメンタルヘルス対策	・介護サービス、障害福祉サービス等の充実と介護者のメンタルヘルスの促進 障がいのある人や高齢者を介護している人の過度な負担を軽減するため、介護サービスや障害福祉サービスの充実を図ります。また、介護者同士の交流の機会を充実させ、自殺リスクの増加を防ぐとともに、メンタルケアに関する周知に努めます。	P.47	長寿介護課	令和6年度は介護予防通所介護相当サービスを2事業所、介護予防訪問介護相当サービス4事業所、訪問型サービスAを3事業所、新規に指定しました。	新たな介護事業所の指定もあり、サービス提供の選択も広がっている。 適切な介護サービスの提供が図られるよう介護事業所の介護事業所の状況把握や指導に努めました。
			福祉課	障がい福祉サービスの利用は増加傾向にある。また、地域自立支援協議会の専門部会の活動として、地域共生部会、こども部会で事業者交流会を実施しました。	サービス利用の進展による介護者の負担軽減が進みつつある。また、支援実施者の自殺リスクの軽減のため、仕事に関する悩みや職場環境などについて他事業所の人との情報交換の場を設けることができました。
(4) 支援者へのメンタルヘルス対策	・市職員のメンタルヘルスの向上 ストレスチェックの活用により産業医の面談を推進するとともに、メンタルヘルス研修等を実施し、市職員のこころの健康の推進に努めます。	P.47	秘書人事課	7月に実施したストレスチェックの結果を全職員に返却し、D判定だった職員は産業医の面談ができる旨の通知を発出しました。 メンタルヘルスに関する研修については、市独自研修として「グレーゾーンを正しく理解！ハラスメント防止研修」、「子育て・介護にも役立つ！怒りのマネジメント研修」を実施し、延べ59人の職員が受講しました。 また、愛知県市町村職員共済組合が実施するメンタルヘルスに関する研修について、5人の職員が受講しました。	市独自研修として実施したメンタルヘルスに関する研修については、「子育て・介護にも役立つ！」など、業務においてだけでなく、幅広く活用することができた内容としたことで、受講者満足度は92.9%と高い水準で実施することができました。